### 内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分	Hoter.				ままる 三体 見たさい	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
137	B地すの対象を表現しています。日本の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		災害対応時における 包括的な適用除外措 置	災害対応に係る平常時の規制 の適無除外にあたっては、災害 対策基本法第8条の20たら86条 の5に規定された限定的な適用 除外ではなく、包括的な適用除 外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2~86条の5の新設)が、個別法レベル の限定列挙に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時に は想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に 定められている。 緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、"包括的な"適用 除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び 政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13) 39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	災害対策基本法第86 条の2から第86条の5 まで	内閣府	新潟県
138			災害教助法に係る教 助の程度、方法及び 期間の地方委任	災害教助法について、教助の程 度、方法及び期間については、 地方の主体的な判断で決定でき るようにすべき	【制度改正の必要性】 災害教助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣の定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【懸念の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないか。 【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準に回りた変け、大力公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである自言及されている。 【支障事例】 東古本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格		内閣府	新潟県

	提案	区分						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
245	B地方する規制		総合特区推進調整費 の使途等に関する基 準の要件緩和	て、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた柔軟か 力を持に応じた柔軟か つ継続性をもった取組みを推進 するため、直接、指定地域へ交 付する制度を創設し、調整費を 複数年に渡って使えるよう規制 緩和すること。		針、総合特区推進調 整費の使途等に関す	内閣府	兵賀府府県県市市域県、大、、関合東県、大、、、関合では、東東県、、、、、関合で、大関合のでは、大の関合をは、大の関係をは、大の関係をは、大の関係をは、大の関係をは、大の関係をは、大の関係をは、大の関係をは、
249	B地方する規制	祉	幼保連携型認定こと も園の学級編制(常に 関する基準の見直し	面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育でできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する都部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができないでいる。ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全での子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満さ歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合 の教育、保育等の総合 的な提供の推進に関 する法律第13条第2項		兵資府府県県県関合県、大阪大和島徳県、大阪大和島徳県、大阪大和島徳堺広城が広が、大西原の東京阪歌取島市域域が大田の東京阪歌取島市域域が大田の東京の東京の東京では、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東

管理番号	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
264		病児保育事業の補助 要件の緩和	用児童の定員数が2名以下の場合は看護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護士の人材が少ない状況である。 【支障事例等】	病児保育事業実施要綱		兵都府県、東大歌島県大大歌島県大大歌島県

#### 総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
31	Bに対規制	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 本提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取扱区分では、「実現に向けて実施の具体的手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が国に移譲を要まれたが、最終的に対応方針では「実現で接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づ、要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を図る上での障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。 (制度改正の必要性等) 現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り(移管)を先行しなければならないことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務をといる、二重行政の解消や事務集約化による効果が充分に得られなしばがりか、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。 広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。	地方自治法第291条の 2第4項	総務省	関合(共滋都府県県県 ) 大庫歌取島 県 (大連歌取島 県 ) 東京阪 山 県
299	Bに対規制			流に関する法律」と同様の制度する、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共」団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	【具体的な支障事例】 国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流と、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常動の国家公務員として雇用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元元業務に成ったが、受機にする仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。一方、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行権限を行権限をでは、また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。 【地域の実情を踏まえた必要性】こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	-	総務省	神奈川県

	提案	区分						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
333	Bにる緩地す制		充	業に係る補助に要する経費への起債充当を可能とすること	【制度改正の必要性】  保育所待棚に重解消のため、株式会社の参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公主特団体が設置する公共施設の建設事業に保る助成に要する経費」に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となっている。 【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金を支出する場合に、地方債を発行できないことにより、単年度における必要な財源が大きべなるため、特機児重解消に対応するために必要な保育所の定員拡大などの対策が、十分にできない。そのため、他の必要なサービスから財源を捻出するなどの支障が生じている。 「態念の解消象】 株式会社について、「問題の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別企の保育機関」 株式会社について、「別金による実質的な運営が及ばないこと等の懸念があるとの指摘があるが、「株式会社でも社会相違法人でも法人形態による倒産のリスクに、大きな違いはない ②保育所の整備においては、法令による基準を遵守しなければならないことは、民間であっても変わらないため、質の切下げは不可能(した配び2)の形をに対する反論は、平成28年6月25日公正取引委員会報告書においても言及されている。 ③公的セクターの意思による実質的な運営という点では、一般的民間事業者は、いる共同は大いては、英集はあるが、社会福祉法人に、社会権組法人にて、政情教をされているところである。この点、社会福祉法人についても、公的セクターの意思による実質的な運営が及ぶ合としては民間事業者となく、また、民間事業者による保育所の設置認可等については、社会権出法人に対する認可と比別でもほどの審査基準が設けられており、伊書福祉法第35条第5項、平成26年12月12日原生労働省雇用的等・児童寮度局長通知(雇児発行12年8年12年3年8年)、保育の審査基準に適合している民間事業者は、公共的団体」と同様し方る。 以上の書を発生、公共的団体」と同様し方る。 以上の書と述り、株式会社の参入に対し、法律上の審査基準が厳格に運用されることで、上記懸念は解消できるものと表えられる。 また、本提案は、必ずしも地方財政法の改正を求めるものではなく、個別の法律を改正し、特別を認めることを含めて提案するものであることを考慮されたい		総務省(特例の場合、その法律の所管省庁)	横浜市

### 法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分	40 m m m m				地方の子体 88万方の	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
4	A移譲		証明書交付事務の権 限移譲	地図の証明書や商業・法人参記の登記事項証明書、印鑑証明書 などの交付事務について、市が 直接行うことができるように権限 移譲を要望する。	また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓	条及び第120条、商		新見市

### 財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分	担实表征				制度のご笠 間反点の	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
327	Bに対規制		金借入関係手続の更	へ統合すること	複数に分かれている提出書類を一つの様式にまとめることによって、手続きの簡素化・効率化が図ることができ、地方団体において、さらに自主的かつ効率的な運用が可能となるので、制度改正が		財務省	横浜市

### 文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
3	A 権限		県費負担教職員の人 事権の市への移譲	いて、都道府県から移譲を希望 する市へ移譲できるようにすると ともに、移譲に伴う発費について 確実な財政措置を講じることを 要望する。	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有していながら、市町村立学校職員給 与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定に より人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【地域の実態を踏まえた必要性】 本市は現在人口減少対策を最重点の課題として取り組んでおり、特色ある教育活動を推進する ために様々な教育施策を行っているが、英語指導の専門的知識を有する人材を採用しようとす る場合、市のニーズにあった教員の採用は困難である。また、新採用教職員は市外の県南部の出 身者が多く、数年すると南部に帰任するケースが多いため、地元出身の教員を採用することができれば、地域に根ざした教育が実現でき、安定した学校運営が可能になるなどの利点もある。	地方教育行政の組織 及び運営に関する法 律37条1項、43条3項、 58条1項	文部科学省	新見市
83		教化	30人学級の法制化	制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法制化により 1学級の児童・生徒数を削減して 30人学級を実施するための教職員定数の増加を図り、併せて	現行の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編制では小学校1学年についてはまる年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年への拡大については法制化が見送され、少人教学級編制実施のための教職員定数については、各都道府県ごとに決められた加配教職員定数の中で割り振ることとしている。現状では、小学校2学年においても35人学級が定着しており、決められた加配教職員定数から教職員定数を割り振ることは、他の学年での弾力的な学級編制の妨げに結びつくものである。	・公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員を教の「主教教師」 会議会 第3条	文部科学省	茅ヶ崎市

	提案	区分						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
4	B 地すおお おおり おり	教作	学校栄養職員の配置基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、現行の児童・生徒数が「550人以上単独実施校に1人」「550人未満単独校4校に1人」という配置基準を引き下げ、単独調理場配置校には県費負担教職員としての学校栄養職員を配置すること。	平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、教職員定数の算定にあたっては ①学校給食単独調理校 550人以上の学校数×1人、550人未満の学校数×1/4人 ②共同調理場 1500人以下×1人、1501人~6000人×2人、6001人以上×3人となっている。 学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報を把握し個別に対応する、など職務の重要度が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対応ができる配置が求められている。また、共同調理場への学校栄養職員の配置についても、対象となる児童又は生徒数が1500人以下の場合1人という現行の配置基準では、きめ細かな対応が難しい状況にある。 このため、小学校または中学校並びに共同調理場への県費負担教職員としての学校栄養職員の配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理場施設を単独で置く場合は、1校1人の配置基準に改めること。また、②は、配置基準を1500人以下についても2人とすること。	・公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員を数の標準に関す る法律 第8条の2	文部科学省	茅ヶ崎市
182		化	小学校2年生35人学 級の「加配措置」の対 象拡大及び「法制化」				文部科学省	京都市

	提案	区分	提案事項				制度の所管・関係府省	
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	耐度の所官・関係所有 庁	団体名
249	B対す制	祉	幼保連携型認定こど も園の学級編通常に 見、設備及び見直し 関する基準の見直し	について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるよう切れ目のない支援が求められている。	就学前のこどもに関する 会教育、保育等の総合 的な提供の推進に関 する法律第13条第2項	厚生労働省	兵賀府府県県県関合県、京阪歌取島市域域域が、、、、西東県、大和島徳県、京阪歌取島市域域が、東京阪歌取島市域域が、東京阪歌取島市域域が、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、

### 厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分	提案事項					
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
200	A 権限	医療・福祉	医療計画の策定権限 等の都道府県から指 定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院 開設者等に関する病床数に係る 勧告事務等を都道府県から希望 する指定都市に移譲する。	【支障事例】 県が医療圏を設定することで、急激に人口増加を続ける武蔵小杉駅周辺地区の地域の実情に応 た医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画の 策定は医療や保健の面だけでなく、本市では、武蔵小杉駅周辺地区における人口の急増(10年前 との比較で約4割増)や再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政との 連携といった、地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を緊密にして対応する ことが求められている。 【制度改正の必要性】 医療計画の策定は、住民の健康の保持、生命の保護に直接かかわるものであり、住民に最も身 近な基礎自治体の長期計画へ位置付けた上で、課題解決に取り組む必要があると考えている。二 次医療圏に関する内容について、指定都市が自ら医療計画に反映させた場合には、庁内や関係 団体との調整及び市の附属機関での審護などに2箇月程度を要すると見込んでいるが、県と調整 する場合には上記期間に加え、県への説明や県の事務手続(庁内調整、審議会等)が必要となる ことから、指定都市が自ら医療計画に反映させた方が、大幅に時間を短縮することができる。な お、医療計画の実現に向けては補助金を活用した誘導策が有効であると考えている。医療計画の 策定と国からの補助金が直接市に入ることは一体的なものであると考えている。	6、第30条の9、第30	厚生労働省	川崎市
330				譲する。 ②医療法第7条第5項の許可に ついて、指定都市の市長は都道 府県知事の求めがなくとも自ら	【制度改正の必要性】 医療計画については都道府県が定めることになっているが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性を持ちながら、地域の実情に応じて指定都市が自ら策定することが望ましいと考える。 医療計画の策定にあたっては、都道府県医療審議会の意見を聞くことになっているため、医療審議会の設置についても指定都市へ移譲すべきである。 地域医療構想の達成推進のための条件付き許可が必要な状況になったときには、指定都市の市長が実定した計画にとどまらず、地域の実情に応じた計画を独自に策定している指定都市もある。都道府県の計画にも指定都市が策定した計画を参照するよう記載されており、計画策定事務が重複している。 医療法第7条第5項の計可について、同法第7条第1項の規定による病院等の開設許可申請に関する審査については、指定都市が行っており、都道府県知事が条件を付すよう求める時期と許可する審査をする時期に時間差が生しる場合も考えられる。また、医療機関としている。 医療法第7条第5項の許可について、保険医療機関としての指定を受ける時期も考慮し実際の手続きが進められる。指定都市の市長には、都道府県知事からの求めに基づき、医療法第7条第5項の許可に規定する条件を付し病院等の開設等の申請に対する許可を行うことができるとされてはいるが、速やかな医療機能の提供開始や行政効率の点から、都道府県知事からの求めに基づくことなく、指定都市の判断と責任において医療法第7条第5項の許可が行えることが適切と考える。 [懸念の解消策] 医療計画については都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制とも整合性を図るため、都道府県や近隣市町村との調整が必要である。 医療審議会を構成する委員として、医療保険の保険者を代表する者があるが、市町村を単位とした保険者の団体がない。 地域医療構想の達成推進のための対応については、地域医療構想調整会議の委員の意見を十分に吟味したうえで行うべきである。	医療法第30条の4 医療法第7条第5項	厚生労働省	横浜市

	提案	区分	In the street					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
48	B 地方 にる規利 緩和	社.	式の見直し		【制度改正の必要性】 病院:診療所の病床数については、医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を毎年の算定方式により定めることとされている。 しかしながら、人口が増加しているさいたま市を含む東京大都市圏は、西日本の各府県と比較しても、人口当たりの病床数が非常に少なく、その格差は大きくかい離しているという現状がある。本市は、埼玉県内の二次医療圏域を単独で構成しているが、会人口増加が予測されているにも関わらず既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。 加えて、本市は、今後全国でもトップクラスで急速な高齢化が見込まれていることから、高齢者人口の急増に伴う更なる病床不足が予想されている。 [提案内容] 以上のことから、以下の様に地域の実情に合った算定方式に見直すことを提案する。 1. 基準病床数の算定に当たっては、各地域における将来的な人口動態等を踏まえて設定を行う、2. 基準病床数の算定に当たっては、その計算方法を全国一律とするのではなく、「今後人口増加が見込まれる地域」「今後人口があまり変わらない地域」「今後人口減少が見込まれる地域」等のように全国各都道府県をいぐつかの地域グループに分けて、それぞれの地域グループ毎に厚生労働大臣が係数等を設定する。 3. 2で提案した人口動態等を踏まえた地域グループ毎の係数等の設定にあたっては、厚生労働省は現在の各都道府県における人口当たり病床数等の格差や、各都道府県の病床に関する意見を勘案する。 (留意点) 本提案は、昨年本市が提案した「基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の委譲」に対し、厚生労働省から「各都道府県独自の判断のみ」において病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性がある」との回答があったことを踏まえ、算定方式そのものの見直しを求めることとしたものである。	医療法施行規則第30条の30	厚生労働省	さいたま市
251	B地す制にお規和	医療・福	基準病床数の総量規制の見直し	るが、地域の実情を踏まえた独 自の加減算が可能となるよう、		医療法第30条の4第6項	厚生労働省	兵賀府府県県東域東県、大和島徳関合 (東東県大大和島徳関合) (東京阪歌取島西合) (東京阪歌取島西合) (東京阪歌取島西) (東京阪歌取島西) (東京阪歌取島西) (東京阪歌取島西) (東京阪歌取島西) (東京阪歌取島西) (東京阪歌取島西) (東京阪歌田) (東京大阪歌田) (東京大阪和) (東京大阪歌田) (東京大阪和) (東京大

	提案	区分	担点ませ					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
250	A 権限 移譲	医療・福祉	健康保険法上の保険 者に関する業務の権 限移譲	を実効性あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の 適正化を図る観点から、以下の 権限を、必要となる人員、財源と ともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・ 解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監 (4)全国健康保険協会(協会けん	は、都道府県が市町とともに国民健康保険の共同保険者として位置付けられた。また、同法では、	健康保険法第7条の 38,39、第12条、第23 条、第24条、第26条、 第29条 等	厚生労働省	兵庫県、滋歌山県
16	A 権限 移譲	医療・福祉	診療報酬決定権限の 一部の移譲	細やかな地域加算等を設定する ため、診療報酬の決定権限の一	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲した城連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督を限し、広域的な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督を限していてものでは、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足にあるが、医療保険についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れるつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域連合において独自に地域加算等について諸問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとされる。なお、本人負担観については同じ、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。	健康保険法第76条、 第82条	厚生労働省	関合(共布馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬馬

	提案	区分	提案事項					
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
187			診療報酬の決定権限 の一部の移譲	域加算などの仕組みを設けた上	【現行制度】 医療保険における診療報酬は、国が全国一律の価格設定を行い、患者はどこでも一律の負担で 医療サーズスを受けることができる一定の公平性を確保した制度設計がなされている。この診療報 酬を改定することにより、国は医療政策の誘導を行っている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 平成26年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療法等が改正され、医療機関の機能分化 と連携、また、在宅医療の充実が提示され、加えて、医療従事者の確保対策が提示された。 の中で、県は国が示す地域医療構想策定ガイドラインによる推計方法で二次保健医療圏ごとに 医療機能別の必要病床を算定し、病床再編を行っていくことが義務づけられたものの、地域医療介護総合確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。 例総合確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。 の教会合確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。 の教会の確保基金による補助制度以外に手段はなく、病院間での混乱が生じることが予想される。 の教会合確保基金によるが、原の権限は新基金によるい方対策が中心となり、予算規模も小さく、効果も限定的と思われることから、新たに地域の実情を踏まえた診療報酬上の地域加算などの仕組みを設けた上で、誘導が進まない病院に県が箇所付け設定できるような権限移譲が必要と考えられる。 【制度改正の効果】 県が診療報酬の地域加算などを地域の実情に応じて一定程度箇所付け設定できることで、病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる。	医療法第三十条の四、健康保険法第七 十代条第二項に基づく 告示		和歌山県、徳島県
252			診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」では、 都道府県を、医療費適正化の推進主体と位置付けており、各都道府県は医療費適正化計画を見 直すとともに実効ある取組の推進が求められている。 【支障事例等】	健康保険法第76条第2 項 高齢者の医療の確保 に関する法律第71条 厚生労働省告示診等 報酬の算定方法〉等		兵庫県、和徳島県

	提案	区分	提案事項					
管理番号	区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
159	Bに対規制	祉	過誤調整方法(返納 金)の運用変更可能な 規制緩和	本人の同意がなくとも保険者間で過誤調整できるようにすること	【支障事例】 転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事業が後を絶たない。本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる る件数は450件発生、336件処理、114件未納(H26)となる 者にその領収書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠損に出て中25で567件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。 【制度改正の経緯】 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険者 間での調整が出来るようになったが、委任事務は本人にとって利益がなく、手間がかかることから、 処理が進んでいない。現状のまま被保険者襲動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後 の社保加入や他市町村団保への手続き者襲動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後 の社保加入や他市町村団保への手続き者襲動届と同時に委任届を取得する案もあるが、転出後 の対保加入や他市町村団保への手続き者襲動組を同時に委任届を取得する案もあるが、転出後 以理が進んでいない。現状のまま被保険者異動相と同時に委任届を取得する案もあるが、記出後 の対保加入や他市町村田保への手続き者襲動は本人にとって利益がなく、手間がかかることが一活 用による過誤調整の方針が閣議決定され、一定の改善可能性があることと事解する一方、マイナンバーカードが任息の方針が関議決定され、一定の改善可能性があることと本市での保険証再発行枚 数は月300枚程やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分 と言わざるを得ない状況である。 「懸念の解消策】 本人の同意がなくとも保険者間で過誤調整できるようにすることは、保険者の利益のみならず、 被保険者の負担軽減に繋がるものであるため、国民健康保険法67条の改正により規制緩和をお 願いしたい。		厚生労働省	岐阜市
259		医療・福祉	要件の緩和	公立病院など、特定の病院との 連携により医師が確保されてい る場合には、保健所長が医師で なくてもよいように規制を緩和す ること。	【提案の経緯・事情変更】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。また、近年の高齢化の進展に伴い、保健所長に認知症対策や健康づらりなどの拠点としての役割が重要となっていることから、保健所長についても、新たな福祉課題に応じた配置がされるべきである。 【支障事例】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所長職に適した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 【効果・必要性】 保健所長が公衆衛生に精通した職員であれば、特定の病院との連携により医師が確保されている場合、保健所における健康危機管理事案等の役割を十分果たすことは可能であり、地域の実情に応じた対応も可能となる。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第 4条	厚生労働省	兵庫県、大

	提案	区分	Hote-T					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
119	B 地方の対象を おりません はいまい おりまま はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい は	生	水利権有償譲渡にか かる財産処分承認基 準の緩和(国庫補助 金の返還免除)	水利権有償譲渡にかかる財産	【現状】 県営水道が保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡するなど、県域水道全体での有効活用の検討を行っている。 【具体的な支障事例】 運営主体が異なるのみで、水利権譲渡後も同じ水道目的に使われるにも関わらず、「厚生労働省所管・般会計補助金に係る財産処分承認基準」第3の1(1)には、国庫納付に関する条件を目的とした国庫補助金の水源な保を目的とした国庫補助金の水源な保を目的とした国庫補助金のの返還が必要となる。このため、水利権を譲渡しようとする県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することで、市町村の負担が増えるとともに、新たに国庫補助金の申請が必要となる。 【制度改正の必要性】 県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権譲渡たである市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要となる。市町村も国庫補助金申請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が認められることで、人口減少社会に直面する水道事業の技本的構築を目向けて、水道資産の最適化がスムーズにて、人口減少社会に直面する水道事業の技本的構築を目向けて、水道資産の最適化がスムーズに「水を適正かつ有効に利用するための取組を促進する」とともに、同法第13条に基づき策定中の水循環基本計画においても、水資源の有効利用の観点から「地域において用途内又は用途間の需給にアングランスが生じた場合、(略) 初利転用を見に進めていくこと」が求められており、これらの水資源の有効利用を推進する主旨に合致する。	「厚生労働省所管一派 会計補助金等に係る 財産処分承認基準」第 3の1(1)	厚生労働省	奈良県
248	B、地すする規制	祉	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の見直し	者及びその員数、居室及び病室 の床面積その他設備に関する事	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業が創設され、利用者が多様な施設や事業の中から保育の給付を選択できるようになったが、保育士の配置や設備の面積については、依然「従うべき基準」とされている。 【支障事例等】 ある自治体においては、給食センターを活用した保育所等の運営の効率化や、子どもの発育・発達段階に応じた栄養管理と引幼児期から一貫した食育の推進を目的として、構造改革特区の認定を受けて公立保育所について外部搬入を実施しているが、私立保育所に関しては3歳以上と3歳未満で別扱いする必要があるため、町内の子ども全体を対象に施策を展開する上で困難が生じている。 【効果・必要性】 市町の学校給食センター等を活用することで、人件費等の自園調理に要するコストの削減、食材の一括購入による地産地消の促進、栄養士による一貫した栄養管理(国基準では保育所について栄養士の配置義務ない等が可能になる。また、給食施設だったスペースを使った地域とのふれあいや交流などを通じて、地域やふるさとに誇りと愛着を持った子どもの育成に資することができる。		厚生労働省	兵賀府府県県県関合庫県、大和島徳塚広太、大西島徳塚広太 八五 原 で で で で で で で で で で で で で で で で で で

	提案	区分	10 ch					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
249	Bに対規制	祉	幼保連携型認定こと も園の学級経通常 員、設備及び運営 関する基準の見直し		【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるよう切れ目のない支援が求められている。【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができないでいる。ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える場で、娘の質所と自然に全ての子どもの給公提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小吸の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、消効意未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	る教育、保育等の総合		兵賀府府県県県関合庫県、大和島徳駅、西東県、大和島徳駅、西東県、大和島徳駅本区、上海、東西、東京阪歌取島市域、港都、山東、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京
264	Bに対規制		病児保育事業の補助 要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病 後児対応型)の補助要件にある 保育士の配置要件について、利 用児童の定員数が2名以下の場 合は看護師等1名の配置で対象 となるよう補助要件を緩和するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護士の人材が少ない状況である。 【支障事例等】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとなっている。  兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 【効果・必要性】 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。	子ども・子育て支援交 付金交付要綱 病見保育事業実施要 綱		兵庫府、京原年代,在東京、京原、京原、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、

	提案	ID /\						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
17	A 権限 移譲	医療・福祉	介護報酬決定権限の 一部の移譲	細やかな地域加算等を設定する ため、介護報酬の決定権限の一	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の 提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、 広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・ 介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提 供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村 にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・ 監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等)	介護保険法 第41条〜第61条の3	厚生労働省	関西広域連合 (共同根、東 京都原、東 東、県、 東、県、 東、徳島県 東、徳島県
					(制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足 している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れを つくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では小護報酬は地域区分による価格設定 がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るために は、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情になじた新たな仕組みが必要である。 広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加 算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準額)をもとに、広域 連合において審議会や社会保険医療協議会(地方厚生局における地方社会保険医療協議会を 域連合に移管)を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、そ の審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住 地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権は 地によって格差が生じないような仕組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権区 の部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管すること により、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。			
253	A 権限 移譲	医療・福祉	介護報酬の決定に関する権限移譲	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合住宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての介護報酬の減算を実施しないなど、介護保険法等に基づく介護報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	今年度の介護報酬の改定により、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応サービスなどを集合 住宅における利用者に提供する場合には、移動コストがかからないことを踏まえて介護報酬を減算	介護保険法第41条、 第42条の2、第46条、 第48条、第53条等	厚生労働省	兵庫県、和鳥島県、徳島県

	提案	区分	40 de de					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
82	B対対制	祉	「要介護認定(要介護 4.5)の有効期間上 限の無期限化」	高齢化の進展に伴い、申請者は増大し、要介護認定業務及び関係経費が増大している。今後も、上昇傾向が続くと見込んでいるが、当該業務を安定的に継続するためは、見直しが急務と考える。ついては、その一旦として、主治医意見書をもとに、認定審査会において、状態が安定していると判断される要介護4、または、要介護可能な有効期間の上で、認定可能な有効期間の上、無期限とすることを提案する。		介護保険法(平成9年 法律第123号)第28 条第1項·第10項·第 33条第1項·第6項 不護保険法施行規則 (平成11年生労働省 令第36号)第38条第1 項·第2項、第41条第2 項	厚生労働省	宇部市
263	B地す制をは、日本のでは	祉	要介護認定の有効期間の更なる延長及び 基準の簡素化		【提案の経緯・事情変更】	介護保険法施行規則 第38条、第41条、52 条、55条		兵賀府府県県県市域庫県、大和島徳大関連県、大和島徳大関連県、大和島徳大関省会議の東京阪歌取島阪西合とは、大関連合は、大田の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の

	提案	区分	担安市佰					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
190	A 権限	祉	(一部)の業務管理体制に係る届出の受理, 勧告・命令等	介護サービス事業者(一部)の業 務管理体制に係る届出の受理。 勧告・命令等の権限の都道府県 (指定都市)から中核市への移 譲を求めるもの	介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 [必要性] 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	3, 第115条の34		宇都宮市
256	B地すりは現和	祉	設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保 健施設の設備及び運	指定介護老人福祉施設及び介護者人保健施設の設備及び人 関配置基準について、企国一体で従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した 上で「参酌すべき基準」に見直す こと。		介護保険法第88条第 3項、第97条第4項		兵賀山県県域連合 医乳素 医乳素 医乳腺素 医乳腺素素 医多种原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原的原则 医多种原原的原则 医多种原的原则 医多种原原的原则 医多种原的原则 医多种原原的原则 医多种原原的原则 医多种原原的原则 医多种原的原则 医多种原的原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原则 医多种原原的原则 医多种原的原则 医多种原的原则 医多种原的原则 医多种原原的原则 医多种原则 医多种原的原则 医多种原的原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则 医多种原则原则 医多种原的原则 医多种原的原则原则 医多种原的原则 医多种原的原则 医多种原的原则 医多种原的原则原则 医多种原的原则 医多种原的原则原则 医多种原的原则 医多种原的原则原则原则 医多种原的原则原则原则 医多种原的原则原则原则 医原原的原则原则原则原则原则原则 医原原的原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则原则

	提案	<b>区公</b>						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名
257	B地す制	祉	介護(地域密着型	サービス)を普及させるため、人員、設備、運営等に関する事項	【提案の経緯・事情変更】 今後、認知症高齢者の増加が予想されており、地方創生においても、「医療・介護の総合的な確保の推進」の中で住み慣れた地域での生活を維持できるよう地域包括ケアシステムの推進が求められている。 昨年の社会保障審議会介護給付費分科会(101回)においても、「小規模多機能は在宅でいるにもかかわらずケアマネジャーがかわる。こんなばかな話はない」との意見が出されている。 【支障事例等】 「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである。 兵庫県でも市町村と連携し、「小規模多機能型居宅介護」の整備を推進しているが、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっている。 【効果・必要性】 同一の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながること、現在の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながること、現在の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながること、現在の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながること、現在の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながること、現在の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続されることにより、利用者の安心感につながること、現在の介護支援専門員によるケアマネジメントが継続される。	ビスの事業の人員、設		兵庫県、京歌東県東京歌政島県、徳島県、徳島県、徳島県
258	B地す制	祉	等の人員、設備及び	指定障害者支援施設等※に配置する従業者及びその員数」居る従業者及びその員数」居る軍項等について、「従うべき動すべき基準」に見直すこと。 、沙陸害福祉サービス及び指定者 接上されているものを、「参称すべき基準」に見直すこと。 、沙陸害福祉サービス及び指定章 接施設、障害福祉サービス事 業、地域活動支援センター、福 祉ホーム、障害者支援施設		び社会生活を総合的		兵庫県、大歌島県、徳島県、

## 農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	担安	区分						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	移譲	業	農地転用許可権限の市前村への移譲	農地法4条及び5条に基づく農 地転用許可に係る事務・権限の 市町村長への移譲。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番分かっている。 地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に出来るようにする事が必要。 人口減少に歯止めをかけるには、産業を発展させ雇用を生む事が必須であり、その前に企業誘致を積極的に行う必要がある。 本町は札幌圏の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。刻々と変化する経済情勢の中、現行の大臣許可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。	農地法4条及び5条	農林水産省	当別町
61	Bにる緩和	農業	計画の変更における	農業振興地域の整備に関する 法13条に基づく、農業振興地域 整備計画の変更の都道府県知 事同意の廃止。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 人口減少に臨此を含かけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に行い、積極的に企業誘致をし、産業を発展させ雇用を生む施策が必要である。 農業振興地域整備計画の変更に都道府県の同意を必要とする現行制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりに支障がでる。 また、農業振興地域整備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後8年経過した土地であると基準が定められているが、刻々と変化する経済情勢の中にあっては、この基準が足かせとなり、まちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。	農業振興地域の整備 に関する法律8条、13 条	農林水産省	当別町

	提案	区分	担安市項				判束の記答 間反立か	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
208		業	事業の土地改良事業	がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うこと。	では、その後の社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず他市への転出を模索されるという事例や農村集落の維持発展のために集落外からの移住を受け入れようとしても家が建てられないという状況が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。中でも、農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うよう農振制度に関するガイドラインの見直しを求める。地域再生法の改正に伴う地域農林水産業振興施設整備計画の策定により、6次産業の推進に関する施設であれば灌がい排水事業完了後6年未経過であっても整備可能となったが、地域の内外	第2項第5号 ・農業振興地域の整備 に関する法律施行令 第9条 ・農業振興地域の整備	農林水産省	近江八幡市

### 経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分	担党市西				地内の子供 眼反立体	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
53	A 移譲	興	チャレンジするための 試作品開発・設備投 資などの技術開発支	的なものづくりにチャレンジする ための試作品開発・設備投資な どの技術開発支援に関する事 務・権限を都道府県へ移譲し、 集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町	経済の条35、36号、231条(8号中外に対している。 241条(8号中外に対している。 241条(8号中外に対している。 241条(8号中外に対している。 241条(8号中外に対している。 241条(8号中外に対している。 241条(8号中外に対している。 241条(8号中央)とは、 241条(8号中央)を表している。 241条(8号中央)を表してのを表している。 241条(8号中央)を表している。 241条(8号中央)を表してのを表している。 241条(8号中央)を表している。	経済産業省、経済産業 省(中小企業庁)	埼玉県
271	A 移譲	興	地域商店街活性化法 に関する認定事務等 の権限移譲	国から県へ移譲すること。(1)商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し(2)商店街活性化支援事業計画のび高店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収(3)地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲		地域商店街活性化法 第4~7.11~13条 地域商業 电子 東 費 補助金 等 集 要 項	庁)	兵賀府県東域東京歌島西

管理番号	提案 区分	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
272	A権限	興	に関する補助金交付	業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること。	地方では、国の平成26年度2月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の喚起を図っているところであり、今後も地方創生の観点から、商店街の活性化施策に取り組もうとしている。 【支障事例等】	中心市街地活性化法 第48条第1項、第4 48条第1項第2項 第49条第1項第2項 中心市街通知企交付要 可以下的企業 有相助企交付要 網		兵庫府県、和徳島県、和徳島県、和徳島県、和徳島県、和徳島県、和徳島県、東京歌島の東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東

### 国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	提案事項 およろ世界の目はから中 目はから大陸専門 はばの中はもはままるのでは、						
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所官・関係所省	団体名
317	A 権限 移譲		「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	府県知事(第一号法定受託事務 として施行する場合にあつては、 国土交通大臣)の認可を受けて 施行する。」と規定されている が、都市計画法第87条の2(指 のと域においては、第59条から第 64条にかかわらず、都道府県知 事又は都道府県が行うとされて いる事務においては指定都市の 長又は指定都市が行うものとす る。」という条文を追加する。	指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、所管課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。	都市計画法第59条	国土交通省	指定都市市長会
331	A 移譲		「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	府県知事(第一号法定受託事務 として施行する場合にあつては、 国土交通大臣)の認可を受けて 施行する。」と規定されている が都市計画法第87条の2(指 が都市計画法第87条の2(指 はおいては、第59条から第 64条にかかわらず、都道府県知 事又は都道府県が行うとされて いる事務においては指定都市の 長又は指定都市が行うものとす る。」という条文を追加する。	指定都市の独自性や地区の特徴を生かした都市計画事業が道府県の評価を受けることで標準化される傾向がある中、都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の果の現により事業期間の短縮につながる。  【支障事例】  県の認可を受けるにあたっては、都市計画課が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。	都市計画法第59条	国土交通省	横浜市

	提案	区分	An else else est				判束の記答 間反点少	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
286	A 権限	生		用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正に より、移管に必要な新たな制度 を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人 員、財源とともに移管すること。	地方分権改革の第二次勧告(H20128)では、地方整備局の見直しのなかで「稲市公園法第2 条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した 公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」とされたが、未だ実現し	都市公園法第2条の3	国土交通省	兵庫県、徳西広域連合
33	A 権限	通	一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	画、運賃等への計認可について同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りパスを除く)に係る事業経営、事業計画、 運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越 える広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生がめざず「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築してい く力とめには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の 責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要である。 すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限 が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれ は、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。 しかしながら、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存パス事業 者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域 の実情やニーズに合致したものとなっておらず、地域交通の最適化が図られていない。 地域交通ネットワークの最適化を図るために不可欠である一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的 な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築することができるよう、同一府県内で実施する一般乗 合旅客自動車運送事業の許認可等の権限について、移譲を希望する府県への移譲を求めるとと もに、府県域を跨がるものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、 94条	国土交通省	関合(兵兵歌山),以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,以为,

	提案区分		担实市在				判成の記答 間反応少	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
57	A 権譲	通	単一の都道府県内で 路線が完議事業(パ 会動車運の計器である。 京事業)の許認の が の都道府県への 移譲	単一の都道府県内で路線が完 結する旅客自動車運送事業(バ ス事業)の計起可等を也方運輸 局から都道府県へ移譲するこ と。	の取組をさらに効果的・効率的に推進するためには、バス事業の許認可事務及びバス路線維持等に係る補助事業を移譲し、地域事情等に精通した県が総合行政の観点から交通政策を展開できるようにすることが効果的である。現行制度ではバス事業の許認可及び監査・行政処分権限等を国が持っているが、道路運送法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改正し、国が持つ補助制度とともに県に移譲すれば、地域公共交通の写情を把握し、地域の実情に根差したきめ細かな施策の検討や展開が可能になる。地域交通の活性化に際しては、路線バスをコミュニティバスやデマンドバスで補うことが主流となっているが、超高齢化が進む中で、路線バスの利便性向上拡大も地域交通の再生には有効な手段となっている。路線バスの許認可権限を都道府県が有すれば、路線バスの拡充も含め、思い切った再編が実施できる。【支障事例】	第15条第1、3、4項、第 15条の2第1、2、3、5 項、第15条の3第1、2、 3項、第19条、第19条 の2、第19条(第22条の2、 第1、2、3、4、5、7項、 第27項、第32条 第27項、第31条、第33 条、第36条第第1、2項、 第37、第38条、通費 第1、2、3、4、5、7項、 第37、第38条、第1、2 項、第33等、第36条、第38、第36条 大工条、第38等等1、2 項、數39等。 第1、2 第1、2 第1、2 第1、2 第1、2 第1、2 第1、2 第1、2	国土交通省	埼玉県
284	A 権限 移譲	通		業にかかる事業経営、事業計	【提案の経緯・事情変更】 地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」ためには、同一県域内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する県の責任を権限において、総合的な施策展開を進めることが必要となっている。 【支障事例等】 道路運送送第78条第2号の自家用有價旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかる認可事務等については、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行なわれるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。しかし、現行法令に基づくコミュニティバスの運行等については、実態として既存パス事業者の権益を侵をない範囲での運行となっておらず、地域交通の最適化が図られていない。現状では、住民から、乗り継ぎが悪い、運行経路の最適化が図られていないといった声があるなが、事業者間の調整に乗継ぎが悪い、運行経路の最適化が図られていないといった声があるなが、事業有間の調整に乗継ぎが悪い、運行経路の最適化が図られていないといった声があるなが、事業有間の調整に乗継ざが悪い、運行経路の最適化が回られていないといった声があるなの、事情の調整、生気をさなるを存むい状況にあり、一般集合旅客自動車運送にかかる権限は国が持っているため、こうした課題の解決に地方が先頭にたって調整することができない。 【効果・必要性】 地域主体の責任体制を構築することで、地域公共交通のニーズや課題に迅速かつ機動的に対応できるとともに、地域の実情に沿った総合的な交通施策展開が可能となる。地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	道路運送法第4、5、9、 15、31、79、94条		兵庫県、鳥取県

	提案						the second second	
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
30	A 移譲	通		圏整備事業は除く)の広域連合 への移譲等を求める。		滞在の促進に関する 法律	国土交通省 観光庁	関合(法都府県県県、大庫山の県、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、大連、
9	A 移譲	用(農地	国土形成計画法に基 づく近畿圏広域地方 計画の策定権限の移 譲	いて、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国土形成計画法では、全国計画のみならず、広域地方計画においても「全国計画を基本として)策定することとされ、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会を経てはいるものの、本省権限となり、東京の視点による策定となるなど、未だに国主導・中央集権型の推進体制となっている。東京一極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、国土形成計画法を改正し、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む。地方創生時代の体系へ、見直していくべきである。関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連絡を担い、実績を積み重ねている。 表を担い、実績を積み重ねている。そのため、広域地方計画の策定に当たって、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はもとより、協議会の事務局についても関西広域連合に委ねるべきであり、さらに、策定権限についても、関西広域連合へ移譲すべきである。 【支障事例】 関西広域連合の再三に渡る要請にも関わらず広域地方計画協議会への参画は認められず、平成27年3月に、構成団体首長全員の連名により強く要請し、漸くオブザーバーとしての参加が認められたにとどまる。なお、関西広域連合の前身である関西広域機構は協議会メンバーであり、機構解散時に関西広域連合を協議会参画の後継指名をしまい、関西圏域の展望研究会を設置し、平成27年3月、中間報告書をまとめたが、協議会において意見を述べる機会はなく、研究会の成果を反映することは現時点でできていない。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関合(法都府県県県大庫新取島県大庫新取島県大庫新取島県大庫新取島県東大庫新取島県東大庫新取島県東京阪 山県

# 環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	提案	区分	担由支柱					
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
199	A 権限移譲		づく方法書等につい ての指定都市から事 業者への意見提出機 会の拡大		大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、	環境影響評価法第10 条 環境影響評価法第20 条	環境省	川崎市
	B 地方に 対する規 制緩和		子状物質総量削減計 画の策定手続きの緩		【提案の経緯・事情変更】 法第10条で定める協議会である「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」の委員として、知事や関係市町長とともに、国の機関は、環境省近畿地方導事務所長、農林水産省近畿農政局長、経済産業省近畿経済産業局長、国土交通省近畿連輸局長、国土交通省近畿地方整備局長に参画してもらい、総量削減計画について協議を行っている。しかしながら、総量削減計画策定のためには、環境大臣との間で協議することが要件のため、協議会で決定した計画案をさらに環境大臣と協議することになり、協議書の作成など事務手続きに時間と手間がかかっている。【支障事例等】 過去の例では、計画骨子案に対する環境省担当者内容確認手続に約2週間、計画素案に対する環境省との事前協議手続に18日間、環境大臣協議に20日間かかっている。国の出先機関が協議会メンバーに入っているため、そこで協議し決定したものを本省で協議することは、二重手続となっていると考える。 【効果・必要性】 都道府県における協議書作成時間を含めた期間に比べて大幅な事務の迅速化が図られる。なお、大臣協議の廃止後は大規模な転用解除申請書の審査にあっては、従前にも増して都道府県が責任をもって慎重かつ厳正に行うものであり、迅速化に拘って審査を簡素化するものではない。	自動車NOx・PM法第 7条第3項		兵庫底 東東 東 京 、 京 東 県 県 県 県 東 山 、 は 東 、 、 は 関 合 、 は り は り は り は り は り は り は り は り は り と り り と り と